

山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例
 新旧対照表（第三条関係）

新

旧

	目次
<p>第一章 略</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十七条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四十八条・第四十九条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十条の二・第五十六条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十七條・第五十八條）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第五十九条―第六十二条）</p> <p>第四章 第六條 略</p> <p>第七章 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>第一節 基本方針（第四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五条・第六条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第七条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八条―第三十八条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三十九條―第四十一條）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十二條―第四十六條）</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十七条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四十八条・第四十九条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十七條・第五十八條）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第五十九条―第六十二条）</p> <p>第四章 第六條 略</p> <p>第七章 介護予防通所介護</p>

第一節 基本方針（第九十六条）

第二節 人員に関する基準（第九十七条・第九十八条）

第三節 設備に関する基準（第九十九条）

第四節 運営に関する基準（第一百条―第一百七条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第一百八条―第一百十一条）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第一百十二条―第一百十五条）

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針（第一百十六条）

第二節 人員に関する基準（第一百十七条）

第三節 設備に関する基準（第一百十八条）

第四節 運営に関する基準（第一百十九条―第一百二十三条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第一百二十四条―第一百二十七条）

第九章 第十三章 略

附則

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針

第四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことによ

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針（第一百十六条）

第二節 人員に関する基準（第一百十七条）

第三節 設備に関する基準（第一百十八条）

第四節 運営に関する基準（第一百十八条の二―第一百二十三条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第一百二十四条―第一百二十七条）

第九章 第十三章 略

附則

第二章 削除

第四条から第四十六条まで 削除

り、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数等)

第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下次項並びに第四節及び第五節において同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号。以下「居宅サービス条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（居宅サービス条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すことに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数につい

ては、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3| 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4| 第二項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもつて充てなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス）（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下この項において同じ。）に該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）の職務に従事することができる。

5| 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス条例第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第七条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2| 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス条例第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2| 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合

において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的

方法による承諾を得なければならぬ。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（介護予防サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所において通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供

を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービ担当学会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。第四十一条第一号において「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービ担当

者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれていた環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む）

以下同じ。)が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービス(法第

五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料（法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額（法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2| 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3| 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の規定により支払を受けるもののほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居室において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

4| 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該

当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十二條 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十三條 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第二十四條 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十五条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2| 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3| サービス提供責任者（第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この項及び第四十条において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあつてはならない。

(勤務体制の確保等)

第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によつて指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2| 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第二十六条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十一条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2| 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3| 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第三十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2| 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3| 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4| 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5| 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項並びに第二百八条第二項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力する

とともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村への協力)

第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に關して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計

とその他の事業の会計を区分しなければならぬ。

(記録の整備)

第三十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第四十条第二号に規定する介護予防訪問介護計画

二 第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第三十九条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防(法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意

識してサービスの提供に当たらなければならない。

4| 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5| 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第四十条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一| 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確かな把握を行うものとする。

二| サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を定めた計画（以下この条において「介護予防訪問介護計画」という。）を作成するものとする。

三| 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

四| サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同

意を得なければならない。

五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（次号及び第十一号において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たつての留意点)

第四十一条 指定介護予防訪問介護の提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たつては、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。第百十条第一号及び第百二十六条第一号において同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数等)

第四十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、三以上とする。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業

所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

- 3| 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（居宅サービス条例第四十二条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

- 第四十三条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

- 第四十四条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2| 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス条例第四十四条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十五条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一 当該介護予防訪問介護の利用者が、山間のへき地その他の地域であつて、指定介護予防訪問介護のみによつては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該介護予防訪問介護が、介護予防サービス計画（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成するものに限る。）に基づいて提供される場合

三 当該介護予防訪問介護が、第四十二条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等とその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第四十条第二号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十六条 第一節、第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十二條、第二十七條並びに第三十四条第五項及び第六項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十五条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この節」と、同条第三項中「第五条第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「この項及び第四十条」とあるのは「この節」と読み替えるものとする。

(従業員の員数等)

第四十八条 略

2 略

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(居宅サービス条例第四十八条第一項に

に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(居宅サービス条例第四十七条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス条例第四十八条第一項及び第二項に

(従業員の員数等)

第四十八条 略

2 略

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号。以下「居宅サービス条例」という。))第四十八条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(居宅サービス条例第四十七条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス条例第四十八条第一項及び第二項に

規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三章 介護予防訪問入浴介護

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十四条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備え

規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三章 介護予防訪問入浴介護

第四節 運営に関する基準

られたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3| 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4| 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5| 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6| 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による

提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第五十条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（介護予防サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所において通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2| 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第一百
五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、
当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供する

よう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第五十条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。第八十六条第一号、第一百二十六条第一号及び第三百三十九条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第五十条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第五十条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第八十三条の九第一号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第五十条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(自分を証する書類の携行)

第五十条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に自分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五十条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第五十一条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービス(法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サ

(利用料等の受領)

第五十一条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービス

サービス費に係る指定介護予防サービス（以下同じ。）に該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料（同条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額（同条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2～4 略

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第五十一条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとし

に該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料

の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額

から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2～4 略

たとき。

(運営規程)

第五十四条 略

(運営規程)

第五十四条 略

(勤務体制の確保等)

第五十四条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第五十四条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第五十四条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問

入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第五十四条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第五十四条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

（広告）

第五十四条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第五十四条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与して

はならない。

(苦情処理)

第五十四条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村への協力)

第五十四条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十四条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十四条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十五条 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から

(記録の整備)

第五十五条 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から

二年間保存しなければならない。

一 第五十条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録

三 第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五十六条 削除

二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五十六条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条及び第二十八条から第三十七条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第五十四条」と、第二十九条第二項中「設備、備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第五十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第五十七条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 4 略

(設備、備品等)

二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五十六条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条及び第二十八条から第三十七条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第五十四条」と、第二十九条第二項中「設備、備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第五十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第五十七条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 4 略

(設備、備品等)

第六十一条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

2 略

(準用)

第六十二条 第一節、第四節(第五十条の九、第五十一条第一項、第五十条の八第五項及び第六項並びに

第五十六条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「第五十四条

第六十二条において準用する第五十四条」と、第五十条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と

同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十一条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第五十三条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この節」と、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは

第六十一条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

2 略

(準用)

第六十二条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)及び第三十五条から第三十七条まで並びに第一節、第四節(第五十一条第一項及び第五十六条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第六十二条において準用する第五十四条」と、第十九条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条第二項中「設備、備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十二条において準用する第五十四条」と、第五十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と

第五十三条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この節」と、第五十五条第二項中「次条」とあるのは

「第六十二条において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数等)

第六十四条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下この章において「看護師等」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 次のとおりとする。

イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。

ロ 略

二 略

2・3 略

(記録の整備)

第七十三条 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 三 略

「第六十二条」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数等)

第六十四条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下この章において「看護師等」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 次のとおりとする。

イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）の員数は、常勤換算方法

する。

ロ 略

二 略

2・3 略

(記録の整備)

第七十三条 略

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 三 略

四 次条において準用する第五十条の十三第二項の規定による提供した
具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知
に係る記録

六 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内
容等の記録

七 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状
況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十四条 第五十条の二、第五十条の三、第五十条の五から第五十条の
七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五
十一条の三、第五十三条及び第五十四条の二から第五十四条の十一まで
の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合に
おいて、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「
看護師等」と、第五十条の二第一項中「第五十四条」とあるのは「第七
十二条」と、第五十条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、
病歴」と、第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴
槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と、第五十四条
の四中「第五十四条」とあるのは「第七十二条」と読み替えるものとす
る。

(記録の整備)

第八十三条 略

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定
介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備
し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

四 次条において準用する第十九条第二項 の規定による提供した
具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第二十三条 の規定による市町村への通知
に係る記録

六 次条において準用する第三十四条第二項 の規定による苦情の内
容等の記録

七 次条において準用する第三十六条第二項 の規定による事故の状
況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十四条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から
第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十七条ま
で及び第五十三条
の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合に
おいて、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「
看護師等」と、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第七
十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、
病歴」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第七十二条」と読み替えるものとす
る。

(記録の整備)

第八十三条 略

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定
介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備
し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 略

- 二 次条において準用する第五十条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第八十四条 第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二から第五十四条の五まで、第五十四条の七から第五十四条の十一まで及び第六十八条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第五十条の二第一項中「第五十四条」とあるのは「第十二条」と、第五十条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第八十二条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に

一 略

- 二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第八十四条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十七条まで、第五十三条及び第六十八条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第八十二条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に

規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第百二十五条第二号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十四項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（次号及び第百二十五条第六号において「構成員」という。）により構成される会議をいう。第六号並びに第百二十五条第一号及び第六号において同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 五 略

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百二十五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は 歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議

を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 五 略

を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七十三 略

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第九十二条 略

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第五十条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十三条 第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の十、第五十条の十二、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条、第五十四条の二から第五十四条の五まで、第五十四条の七から第五十四条の十一まで及び第六十八条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導

六十二 略

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第九十二条 略

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十三条 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十七条まで、第五十三条及び第六十八条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導

「従業者」と、第五十条の二第一項中「第五十四条」とあるのは「第九十一条」と、第五十条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第五十条の十二中「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第九十一条」と読み替えるものとする。

第七章 削除

第九十六条から第百十五条まで 削除

「従業者」と、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第九十一条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第九十一条」と読み替えるものとする。

第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針

第九十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

る。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（居宅サービス条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2| 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所

介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3| 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5| 前各項の「指定介護予防通所介護の単位」とは、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6| 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7| 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8| 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス条例第九十九条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を

満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第九十八条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第九十九条 指定介護予防通所介護事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室は、次のとおりとする。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができるとする。

二 相談室は、遮蔽物の設置その他の方法により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に掲げる指定介護予防通所介護の事業を行う事業所の設備は、

専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、居宅サービス条例第百一条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第百条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前二項の規定により支払を受けるもののほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第百一条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防通所介護の利用定員
- 五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百二条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第百四条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護予防通所介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 第一項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害の際に利用者及び従業者が

必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第二百五条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第百六条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第百九条第二号に規定する介護予防通所介護計画

二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百七条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十七条まで及び第五十三条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第百一条」と、同項及び第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

- 第百八条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないうで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5| 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第百九条 指定介護予防通所介護の方針は、第九十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を定めた計画（以下この条において「介護予防通所介護計画」という。）を作成するものとする。

三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

- 六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービスの提供状況等について、当該介護予防事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（次号及び第十一号において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。
- 十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所介護の提供に当たつての留意点）

第百十條 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果をも最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- 一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- 二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- 三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第百十一條 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行うときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに
おいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた
場合その他必要な場合には、速やかに、主治の医師への連絡その他の必
要な措置を講じなければならない。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数等)

第百十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又は
これに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。

()の事業を行う者(以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。
()が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」
という。)()ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防通所
介護従業者」という。)()の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応
じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準
該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該
基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)()が勤務してい
る時間の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時
間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認めら
れる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準
該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるた
めに必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当
介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該
当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)()が勤務している時間

数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（居宅サービス条例第三百三十一条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が十五までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2| 当該基準該当介護予防通所介護事業者の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3| 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員と

して従事することができるものとする。

5) 前各項の「基準該当介護予防通所介護の単位」とは、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6) 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7) 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅サービス条例第百三十一条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第百十三条 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

第百十四条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2) 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、次のとおりとする。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、

三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができるとする。

二 生活相談を行う場所は、遮蔽物の設置その他の方法により相談の内容が漏れいしないよう配慮されていること。

3) 第一項に掲げる基準該当介護予防通所介護の事業を行う事業所の設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4) 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、居宅サービス条例第百三十三条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十五条から第三十七条まで及び第五十三条並びに第一節、第四節（第百条第一項及び第百七条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十六条」とある

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百十八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービス

のは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条第二項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この節」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百六条第二項中「次条」とあるのは「第百十五条」と読み替えるものとする。

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第四節 運営に関する基準

スに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の規定により支払を受けるもののほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受け取ることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者には負担させることが適当と認められる費用

4| 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第百十八条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者等の責務)

第百十九条 略

(管理規程)

第百二十条 略

(勤務体制の確保等)

第百二十条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によつて指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百二十条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(管理者等の責務)

第百十九条 略

(管理規程)

第百二十条 略

(非常災害対策)

第二百二十条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2| 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3| 第一項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害の際に利用者及び従業員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第二百二十二条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 次条において準用する第五十条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内

(記録の整備)

第二百二十二条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内

容等の記録

五 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百二十三条 第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十一まで、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで及び第六十八条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第五十四条」とあるのは「第二百二十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第五十条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第二百二十条」と

、「介護予防訪問入浴介護従業者

」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第二百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第一百六十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサージス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じて等々の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活

容等の記録

五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百二十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十七条まで、第六十八条、第一百条及び第一百二条から第一百四十五条まで の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第二百二十条」と、「訪問介護員等

」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百二十条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第一百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第二百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第一百六十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は 歯科医師からの情報伝達やサージス担当者会議を通じて等々の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全

全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二〇五 略

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七〇十二 略

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たつての留意点）

第二百二十六条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たつては、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

般の状況の的確な把握を行うものとする。

二〇五 略

六〇十一 略

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たつての留意点）

第二百二十六条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たつては、介護予防支援におけるアセスメント
において
把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二・三 (略)

(設備、備品等)

第百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第百五十三条第一項第二号イにおいて同じ。)又は消防署長と相談の上、第百四十二条において準用する第百二十条の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百四十二条において準用する第百二十条の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 略

2 8 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第百三十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短

二・三 略

(設備、備品等)

第百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第百五十三条第一項第二号イにおいて同じ。)又は消防署長と相談の上、第百四十二条において準用する第百四十四条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第百四十二条において準用する第百四十四条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 略

2 8 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第百三十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短

に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第四百十一条 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 次条において準用する第五十条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 略

四 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第四百十二条 第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の四、第五十一条の五から第五十一条の七、第五十一条の八、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十一、第五十一条の十二及び第五十一条の十三の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第三百三十八条」と、同条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び第二百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるもの

(記録の整備)

第四百十一条 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 略

四 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第四百十二条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十七条まで、第五十三条、第五十二条、第百四十四条及び第百五十五条
の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第三百三十八条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第二百二十条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるもの

とする。

(設備、備品等)

第二百五十三條 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者が
(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第二百五十九條において準用する第四百四十二條において準用する第二百二十條の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第二百五十九條において準用する第四百四十二條において準用する第二百二十條の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 略

2 8 略

(準用)

第二百五十九條 第三百三十三條、第三百三十四條、第三百三十六條、第三百三十七

とする。

(設備、備品等)

第二百五十三條 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者が
(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第二百五十九條において準用する第四百四十二條において準用する第二百二十條の四第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第二百五十九條において準用する第四百四十二條において準用する第二百二十條の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 略

2 8 略

(準用)

第二百五十九條 第三百三十三條、第三百三十四條、第三百三十六條、第三百三十七

条、第三百三十九条の二及び第四百十条から第四百二十二条（第二百十条の二の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三百十三条第一項中「第三百三十八条」とあるのは「第二百五十六条」と、第四百一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百五十九条において準用する次条」と、第四百二十二条中「第三百三十八条」とあるのは「第二百五十六条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」と読み替えるものとする。

（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設）

第六十五条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、

指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス）の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下この条及び第二百三十二条第三項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）

第十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければ

条 及び第四百十条から第四百二十二条（第二百二条

の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三百十三条第一項中「第三百三十八条」とあるのは「第二百五十六条」と、第四百一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百五十九条において準用する次条」と、第四百二十二条中「第三百三十八条」とあるのは「第二百五十六条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」と読み替えるものとする。

（指定介護予防通所介護事業所等との併設）

第六十五条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス）に該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所

をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければ

ならない。

(従業者の員数)

第六十六条 略

2・3 略

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 略

(設備、備品等)

第六十九条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一〇九 略

2・4 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第七十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通

ならない。

(従業者の員数)

第六十六条 略

2・3 略

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる員数の介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 略

(設備、備品等)

第六十九条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一〇九 略

2・4 略

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第七十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所

所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第七十一条 第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四から第五十四条の七まで、第五十四条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十四条の九から第五十四条の十一まで、第二百二十条の二、第二百二十条の四及び第二百二十八条並びに第四節(第三百三十五条第一項及び第四百二十二条を除く。)、及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十一条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と

第五十三条第二

項中「この節及び次節」とあるのは「この節」と、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第七十一条において準用する第三百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三百三十九条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第四百四十一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十

等 との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第七十一条 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十五条から第三十七条まで、第五十三条、第二百二条、第二百四條、第二百五條及び第二百二十八條並びに第四節(第三百三十五条第一項及び第四百二十二條を除く。)、及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第二項中「内容、当該指定介護予防訪問介護 について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中 「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十条中「第二十六條」とあるのは「第七十一条において準用する第三百三十八條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この節」と、第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」と

「とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と

、第四百四十一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第七十

「一条」と、第四百四十四条中「第二百二十八条」とあるのは「第七十一条において準用する第二百二十八条」と、「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第四百四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第七十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 三 略

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ロ・ハ 略

二・三 略

（記録の整備）

第八十条 略

二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 次条において準用する第五十条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 略

四 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知

「一条」と、第四百四十四条中「第二百二十八条」とあるのは「第七十一条において準用する第二百二十八条」と、「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第四百四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第七十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 三 略

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ・ハ 略

二・三 略

（記録の整備）

第八十条 略

二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 略

四 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知

に係る記録

五 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第八十一条 第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで、第二百二条の二、第二百二条の四、第二百二条、第二百三十三條、第二百三十四條第二項及び第四百四十條の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第七十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百三十三條第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十八条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二款 設備に関する基準

第九十一条 略

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（居宅サービス条例第二百六条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受

に係る記録

五 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第八十一条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十七条まで、第五十三条、第二百二条、第二百四條、第二百三十三條、第二百三十四條第二項及び第四百四十條の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第七十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百三十三條第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十八条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二款 設備に関する基準

第九十一条 略

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（居宅サービス条例第二百六条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受

け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（居宅サービス条例第二百四十四条）に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、居宅サービス条例第二百六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第九十六条 第七十五条、第七十七条、第八十条及び第八十一条（第二百二十条の二の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第八十条第二項第一号中「第八十三条第二号」とあるのは「第二百一条において準用する第八十三条第二号」と、同項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十六条において準用する次条」と、第八十一条中「第七十八条」とあるのは「第九十三条」と、「第二百二十条の二第三項」とあるのは「第五十三条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この款及び次款」と、第二百二十条の二第三項」と読み替えるものとする。

第一節 基本方針

第二百二条 略

2 略

け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（居宅サービス条例第二百四十四条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、居宅サービス条例第二百六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第九十六条 第七十五条、第七十七条、第八十条及び第八十一条（第二百二条）の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第八十条第二項第一号中「第八十三条第二号」とあるのは「第二百一条において準用する第八十三条第二号」と、同項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十六条において準用する次条」と、第八十一条中「第七十八条」とあるのは「第九十三条」と、「第二百二条第三項」とあるのは「第五十三条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この款及び次款」と、第二百二条第三項」と読み替えるものとする。

第一節 基本方針

第二百二条 略

2 略

3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第六節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者の員数等)

第二百三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるとする従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)
又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者

の数に十又はその端数を増すことに一以上
であること。

ロ・ハ 略
三・四 略

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(居宅サービス条例第二十六條第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(居宅サービス条例第二十六條第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に

(従業者の員数等)

第二百三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるとする従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)
又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに一以上であり、及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ・ハ 略
三・四 略

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(居宅サービス条例第二十六條第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(居宅サービス条例第二十六條第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に

応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、

居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の
三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上

—であること。

ロ・ハ 略

三・四 略

3 8 略

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第二百六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百十二条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(第四項において準用する第五十条の二第二項、第五項及び第六項において「重要事項」という。)を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2・3 (略)

4 第五十条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の

うち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数

が三又はその端数を増すことに一以上

並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ・ハ 略

三・四 略

3 8 略

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第二百六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百十二条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(第四項において準用する第八条第二項、第五項及び第六項において「重要事項」という。)を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2・3 略

4 第八条第二項 から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

第二百八条 削除

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第二百八条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村(法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。)に提出しなければならない。

(記録の整備)

第二百十六条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 略

五 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

(記録の整備)

第二百十六条 略

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 第二百八条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類

三 略

六 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

七 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百七条 第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三条まで、第五十四条の四から第五十四条の八まで、第五十四条の十、第五十四条の十一、第二百二十条の四及び第三百三十九条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条及び第五十四条の四

中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第五十四条」とあるのは「第二百十二条」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第二百二十五条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うもの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定

八 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百七条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第五十二条、第五十三条、第百四条及び第百五条 の規定は、指

定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十二条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第二百二十五条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うもの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定

めるところによる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第二百三十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービスの事業内容及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(第四項において準用する第五十条の二第二項、第五項及び第六項において「重要事項」という。)を記載した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合を除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2・3 略

4 第五十条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第二百三十二条 略

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業

めるところによる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第二百三十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービスの事業内容及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(第四項において準用する第八条第二項、第五項及び第六項において「重要事項」という。)を記載した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合を除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2・3 略

4 第八条第二項 から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第二百三十二条 略

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)、指定介護予防サービス事業者又は 指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業

者をいう。)又は法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)でなければならぬ。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護(居宅サービス條例第四條に規定する指定訪問介護をいう。次項第一号において同じ。)、指定通所介護(居宅サービス條例第九十八條に規定する指定通所介護をいう。次項第二号において同じ。)

、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百三十七條に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四條に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)

並びに法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。次項第一号において「指定第一号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。次項第二号において「指定第一号通所事業」という。)に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

二 指定通所介護又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

5 8 略

者をいう。)

でなければならぬ。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護

、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百三十七條に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 8 略

(記録の整備)

第二百三十三條 略

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〜三 略

四 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七〜九 略

(準用)

第二百三十四條 第五十条の五、第五十条の六、第五十一条の二から第五十三條まで、第五十四條の四から第五十四條の八まで、第五十四條の十、第五十四條の十一、第二百二十條の四、第三百二十九條の二、第二百七條から第二百十一條まで及び第二百十三條から第二十五條までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三條第二項中「この節及び次節」とあるのは「この款及び次款」と、第五十四條の四中「第五十四條」とあるのは「第二百三十一條」と、「介護

(記録の整備)

第二百三十三條 略

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〜三 略

四 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 次条において準用する第二百八条第二項の規定による利用者の同意等に係る書類

八〜十 略

(準用)

第二百三十四條 第十一条、第十二條、第二十一條、第二十三條、第三十條から第三十四條まで、第三十六條、第三十七條、第五十二條、第五十三條、第三百四條、第三百五條から第二百十一條まで及び第二百十三條から第二十五條までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十條中「第二十六條」とあるのは「第二百三十一條」と、「訪問

「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十四条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と

二百九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百十三条第一項から第三項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第二百四十三条 略

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(記録の整備)

第二百四十七条 略

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第五十条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 略

三 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録

「とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十二条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第五十二条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三条第二項中「この節及び次節」とあるのは「この款及び次款」と、第二百九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百十三条第一項から第三項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保)

第二百四十三条 略

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(記録の整備)

第二百四十七条 略

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 略

三 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 略

(準用)

第二百四十八条 第五十条の二から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の五から第五十四条の十一まで並びに第二百二十条の二第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第五十四条」とあるのは「第二百四十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十条の四「等を」とあるのは「取り扱う福祉用具の種目等」と、第五十条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十条の十三第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十一条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十一条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を定めた計画（以下この条に

四 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 略

(準用)

第二百四十八条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十七条まで、第五十三条並びに第二百一条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第二百四十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「等を」とあるのは「取り扱う福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百二条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(介護予防福祉用具計画の作成)

第二百五十一条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を定めた計画（以下この条に

において「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百六十五条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

(準用)

第二百五十三條 第五十條の二から第五十條の八まで、第五十條の十から第五十條の十三まで、第五十一條の二、第五十一條の三、第五十三條、第五十四條の五から第五十四條の七まで、第五十四條の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四條の九から第五十四條の十一まで並びに第二百二十條の二第一項及び第二項並びに第一節、第二節（第二百三十八條を除く。）、第三節、第四節（第二百四十一條第一項及び第二百四十八條を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第五十條の二第一項中「第五十四條」とあるのは「第二百五十三條において準用する第二百四十二條」と、「介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十條の四「等を」とあるのは、「取り扱う福祉用具の種類等を」と、第五十條の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十條の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十條の十三第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十一條の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第五十三條第二項中「この節及び次節」とあるのは「この節」と、第二百二十條の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス

において「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百六十五条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

(準用)

第二百五十三條 第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十三條、第三十一條から第三十三條まで、第三十四條第六項を除く。）、第三十五條から第三十七條まで、第五十三條並びに第二百二條第一項及び第二項並びに第一節、第二節（第二百三十八條を除く。）、第三節、第四節（第二百四十一條第一項及び第二百四十八條を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八條第一項中「第二十六條」とあるのは「第二百五十三條において準用する第二百四十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十條中「等を」とあるのは、「取り扱う福祉用具の種類等を」と、第十四條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九條第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第五十三條第二項中「この節及び次節」とあるのは「この節」と、第二百二條第二項中「処遇」とあるのは「サービス

スの利用」と、第二百四十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百四十七条第二項第一号及び第三号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第二百五十三条」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第二百六十一条 略

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 次条において準用する第五十一条の三の規定による市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第五十四条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第五十四条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

五 略

(準用)

第二百六十二条 第五十条の二から第五十条の八まで、第五十条の十から第五十条の十二まで、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の三、第五十四条の五から第五十四条の十一まで、第二百二十条の二第一項及び第二項、第二百四十二条から第二百四十四条まで並びに第二百四十六条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第五十四条」とあるのは「第

スの利用」と、第二百四十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百四十七条第二項第一号及び第三号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第二百五十三条」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第二百六十一条 略

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 次条において準用する第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

五 略

(準用)

第二百六十二条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十三条、第二十九条、第三十一条から第三十七条まで、第五十三条、第二百二条第一項及び第二項、第二百四十二条から第二百四十四条まで並びに第二百四十六条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十六条」とあるのは「第

二百六十二条において準用する第二百四十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十条の四中「等を」とあるのは、「取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、第五十条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第五十条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百四十二条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用」と、第二百四十三条第一項及び第二百四十四条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十六条中「第二百四十二条」とあるのは「第二百六十二条において準用する第二百四十二条」と読み替えるものとする。

二百六十二条において準用する第二百四十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「等を」とあるのは、「取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百四十二条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用」と、第二百四十三条及び第二百四十四条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十六条中「第二百四十二条」とあるのは「第二百六十二条において準用する第二百四十二条」と読み替えるものとする。